

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度																		
条 例 名	小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例																						
条 例 番 号	平成7年神奈川県条例第7号	法 規 集	第8編第6章第1節																				
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課																						
条 例 の 概 要	水道法で規制されていない小規模水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給する水道）及び小規模貯水槽水道（水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有する水道）の管理等について必要な事項を定めている。																						
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考																		
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	水道法で規制されていない小規模水道及び小規模貯水槽水道について、安全で衛生的な飲料水を確保するため本条例は必要である。																					
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、小規模水道及び小規模貯水槽水道について水道法に準じた規制を行っており、飲料水の水質の安全性を確保する効果がある。			施設数（県所管域） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小規模水道</th> <th>小規模貯水槽水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>18</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>18</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>20</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>19</td> <td>575</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>18</td> <td>572</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小規模水道	小規模貯水槽水道	R4	18	583	R3	18	584	R2	20	582	R1	19	575	H30	18	572
	年度	小規模水道	小規模貯水槽水道																				
	R4	18	583																				
	R3	18	584																				
	R2	20	582																				
R1	19	575																					
H30	18	572																					
効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、飲料水の水質の安全性を確保するため、他の法令等に基づく規制等の対象とされていない「居住の用に供する施設」について、水道法に準じて規制を行うものであり、その内容は、明確かつ限定的であり、効率的である。																						
基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	小規模水道等の衛生管理については、「神奈川県水道ビジョン」の取組の方向性「安全な水の供給」に位置付けられており、県の基本方針に適合している。																						
適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、水道法で規制対象としていない小規模水道及び小規模貯水槽水道に対して規制等を行うものであり、水道法に抵触するものではない。 また、規制等の内容は水道法に準じた合理的なものであり、適法である。																						
その他																							
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。																			